

日進市公共工事等の情報の公開に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、市が発注をする工事、委託業務及び物品購入等（以下「工事等」という。）の入札から契約に至る情報の公表を行うことにより、透明性及び公平性を確保し、もって適正な入札を執行することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、入札を執行する工事等とする。ただし、市長が必要と認めたものについては、公表の対象とすることができる。

2 この要領で公表の対象となる情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 発注見通し
- (2) 入札情報
- (3) 入札結果
- (4) 契約情報

(発注見通し)

第3条 市は、当該年度に発注する工事に関する発注見通しを作成して公表する。

2 公表する内容は工事名、発注予定時期、担当課名及び施工場所とし、年度当初に事務処理を完了した後に速やかに公表する。ただし、年度途中の変更についてはその都度対応するものとする。

3 次に掲げる工事等は、発注見通しの対象としない。

- (1) 災害などにより緊急に行う復旧工事
- (2) 公表の時点で発注の見込みのないもの
- (3) 公表すると事業実施に影響の出る恐れのあるもの

(入札情報)

第4条 市は、入札を執行する工事等に関する入札情報を日進市契約審査委員会の審査を経て公表する。

2 公表する内容は、案件名、履行場所、担当課、入札執行日時及び予定価格とする。ただし、市長が必要と認めたものについては、公表の対象外とすることができる。

3 入札情報から適正に積算できないことが明らかとなった場合は、入札情報の公表を取りやめるものとする。

(入札結果)

第5条 市は、工事等の入札が執行された場合は、契約締結後速やかに入札結果を公表する。ただし、入札が不調となった場合は、この限りでない。

2 公表する内容は、指名業者名及び入札金額とする。

(契約情報)

第6条 市は、工事等の契約情報を四半期ごとにとりまとめて公表する。

2 公表する内容は、契約日及び履行期間とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。